

北広一教第 8 号

令和 3 年 11 月 18 日

北広島市立小学校及び中学校

通学区域審議会 会長 様

北広島市教育委員会

教育長 吉田 孝志

北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について（諮問）

北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。

記

北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について

【諮問の趣旨】

平成 30 年度、北広島市立小学校及び中学校の適正規模の在り方について、北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会に諮問をし、いただいた答申を受け、子どもたちにとってより良い教育環境の確保と教育の質の向上を図る観点から、令和 2 年 3 月、「北広島市立小学校及び中学校の適正規模に関する基本方針」を策定しました。

この基本方針では、適正規模について考える際に、クラス替えやクラス同士の切磋琢磨などの観点を基本的な考え方とし、それらを踏まえて適正規模を小学校では 12 学級から 18 学級、1 学年 2 学級から 3 学級、中学校では 6 学級から 18 学級、1 学年 2 学級から 6 学級としたところです。また、留意事項として、市立小・中学校において適正規模化等の検討が必要な学校を考える上での基準として定めるものであり、実際の選択にあたっては、教育機会の均等や教育水準の維持向上を踏まえながら、保護者や地域住民の意見、地域の特性に応じて慎重に検討を行っていくこととしたところです。

この基本方針は、適正配置等の検討が必要な学校を考える上での基準を定めたものであり、様々な視点により具体的に取りうる手段の調査検討を行うこととしているところです。

このことから、今回、改めて北広島市立小学校及び中学校通学区域審議会に、北広島市立学校の適正規模化に関する事項の調査について、諮問を行うものです。

（教育部小中一貫・教育施策推進課）